

令和3年度の後期高齢者医療保険料のお知らせ

◇保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。料率は2年ごとに見直されており、令和3年度は次のとおりです。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得—最大43万円※) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

※前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 令和3年度の年間保険料は6月に決定し、個別に通知します。

◇保険料軽減措置

「均等割」には、世帯の所得に応じて3段階の軽減があり、令和3年度については次のとおりとなります。

世帯主と被保険者の合計所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,614円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	26,024円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	41,638円

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

※令和2年度に7.75割軽減に該当していた方は、令和3年度より7割軽減へと見直されました。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

◇保険料の納付方法

保険料の納付は、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書払い・口座振替)があります。

次のいずれかに当てはまる方は、特別徴収ができないため、納付書や口座振替により納めていただきます。

- ①介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
 - ②介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
 - ③北斗市の後期高齢者医療制度に新しく加入された方
- ※新しく加入された方は①・②の条件に当てはまらない限り、次の表のとおり特別徴収へ変更となります。

北斗市の後期高齢者医療制度への加入月	特別徴収開始月
4月～9月	翌年4月
10月～11月	翌年6月
12月～1月	翌年8月(1月は当年)
2月～3月	10月

口座振替をご希望の方はお問い合わせください。

※特別徴収の方は、口座振替によって普通徴収に変更することもできます。

問 市役所国保医療課医療給付係 [内線124]

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

ほくと地域応援券 第3弾

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいく地域経済の活性化を図ることを目的として、北斗市商工会が事業主体となり、北斗市内で利用できるクーポン券を市のみなさんへ配付する予定です。

- 配付対象者／北斗市全市民(令和3年4月30日現在において住民登録がある方)
- 配付額／一人につき5千円
- 利用期間／到着日から令和3年9月30日(木)まで
- 配付方法／郵送(ゆうパック)

※当初6月上旬の送付を予定しておりましたが、緊急事態宣言や外出自粛要請など現在の感染状況等を踏まえて、ほくと地域応援券の発送を見送っており、現時点では7月上旬の発送を予定しております。

※新型コロナウイルス感染状況によっては更に変更となる場合があります。ほくと地域応援券は令和3年9月30日までご利用可能ですので、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注意しながらのご利用をお願いいたします。

問 市役所水産商工労働課[内線285～287]

問 北斗市商工会 ☎0138-73-2408